

< 付属書 >

企業の防災・減災対策を促進する税制 の創設について

目次

I. 「企業の防災・減災対策を促進する税制優遇措置の創設」の要望事項	1
1. 要望の趣旨	1
2. 具体的に要望する税制の優遇措置	2
II. 理由および効果などの説明	5
1. 企業の防災・減災対策を促進する税制の必要性・意義	5
1. 1. 東日本大震災の教訓 ～ 事前の備えの重要性が再認識された	5
1. 2. 多様な自然災害における地震の位置づけ ～ 被害が桁違いに大きい	5
1. 3. 東日本大震災後の企業行動の変化 ～ 事前の備えへの意識が高まっている	5
1. 4. 震災対策税制への期待やニーズの現況 ～ 過半数の企業が期待している	7
1. 5. 企業の防災・減災対策を支援することの意義 ～ 公益的意義がある	7
1. 6. 防災・減災対策を促進する制度の整備状況 ～ 現状は不十分である	8
1. 7. 「津波対策の推進に関する法律」などの精神の具現化 ～ 喫緊の課題である	8
2. 企業震災対策促進税制の基本的考え方	9
2. 1. 総合的な対策の一環として税制を位置付ける	9
2. 2. 行為主体間の役割分担と連携の促進を図る	9
2. 3. 企業のハード面の事前対策に焦点を当てる	10
2. 4. カバー範囲をなるべく広くする	10
2. 5. 企業の自発的な対策行動を後押しする	11
2. 6. 重点実施期間を定める	11
3. 効果の評価	12
3. 1. 効果の多面的評価	12
3. 2. 税収増減額の推計	12
参考資料	13
参考資料 1 中部圏を中心としたハード面における企業の防災・減災対策の事例	13
参考資料 2 日本政策投資銀行「特別アンケート 企業行動に関する意識調査結果」	15
参考資料 3 日本銀行「地域経済報告 ―さくらレポート― 2013 年 7 月」 (抜粋)	16
参考資料 4 「中経連会員アンケート」(平成 23 年 12 月実施)	17
参考資料 5 「中経連会員アンケート」(平成 25 年 6 月実施)	18
参考資料 6 企業の防災・減災対策の事例(対策と金額の規模)	20
参考資料 7 税収の効果額の推計	21

I. 「企業の防災・減災対策を促進する税制優遇措置の創設」の要望事項

1. 要望の趣旨

わが国は、東日本大震災によって多大な被害を受けた。この震災の被害を教訓に、わが国全体の防災・減災のレベルを引き上げていくことが重要である。特に、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震などの発生の可能性が高いと言われており、これらの地震が発生すれば、甚大な被害を蒙ることとなる。そのため、これらの震災への対応を喫緊の課題として、防災・減災対策を進めるべきである。

現在、企業に対する耐震改修等を促進する税制の優遇措置は存在しておらず、また、津波や液状化の対策を促進するような税制の優遇措置なども存在していない。そのため、地震動のみならず、津波、液状化などを含めた、震災に対する企業の総合的な防災・減災対策を促進させる制度の創設が必要である。

また、制度の創設にあたっては、民間および国・自治体などの役割を整理し、自助・共助・公助の3つの切り口で捉えることが重要である。

当該制度を創設し、企業が防災・減災対策を進めることで、企業のみならず、地域全体の経済を震災の被害から守るインセンティブが高まる効果も期待できる。

これらの観点から、企業の防災・減災対策を促進するような税制の優遇措置の創設をお願いしたい。

2. 具体的に要望する税制の優遇措置

(1) 自助に対する税制の優遇措置案

場面	措置の名称	対象災害	対象とする防災・減災の施策	措置のスキーム（案）	参考とした税制
調査	調査費用の 税額控除	液状化 津波	防災・減災の対策を計画する前段階の調査 ・液状化現象の発生可能性に関する地盤調査 ・津波解析などの危険度調査	- 各年度の所得金額の30%を限度に、液状化対策、津波対策を講じる為の調査費用の10%について法人税の控除を可能とする。 - 調査費用の資金負担を軽減し、調査を促進することが大きな目的となる。 - 調査に関する基準を策定した上で、その基準を満たすことができる業者を認可するなど行った上で、認可を受けた業者が調査に関する証明書などを発行し、その証明書を税務申告に添付するなどの手続きが考えられる。	試験研究の総額に関わる税額控除制度
準備	防災・減災対策に係る 積立金の 損金算入	液状化 津波	調査、計画、工事の完了までに一定の期間（複数年）を要する規模の防災・減災対策 ・既存施設の立地に対する対策 液状化：地盤改良工事 津波：高層階の増築、防潮堤・防波堤の新設・強化など ・危険度の高い地域から危険度の低い地域への事業所の移転（行政の指定を前提）	- 各年度の所得金額を限度に、防災・減災対策への積み立てを行った場合に、その積立額を損金の額に算入可能とする。 - 積み立ての期間に5年程度の限度を設ける。期間経過後の積立金残高は、積立期間の年数で均等に按分し、次年度以降、益金に算入する。 - 防災・減災対策の計画を策定し、認定を受けることが条件。産活法のような申請・認定の手続きが必要となる。	復興産業集積区域（仮称）における新規立地促進税制
	保険費用の 税額控除	地震動 液状化 津波	地震保険による被害への備え	地震に対する被害への備えとして契約する地震保険の支払保険料について、各年度の所得金額の30%を限度に、その10%について法人税の控除を可能とする。	所得税に対する地震保険料の税額控除 試験研究の総額に関わる税額控除制度
取得	登録免許税の減免	液状化 津波	新たな土地、建物の取得を伴う防災・減災対策 ・危険度の高い地域から危険度の低い地域への事業所の移転（行政の指定を前提）	- 新たに取得した土地、建物に対する登録免許税を4分の1に減免する。 - 行政の認定を受けることを条件とする。認定を受けた際に発行された証明書を税務申告に添付するなどの手続きが考えられる。 - 移転先は、将来のまちづくりを踏まえ、地域を限定するなどの制限を行う必要がある。	住宅用家屋の登録免許税の軽減税率（土地の所有権の移転登記、建物の登記の現行税率1,000分の20を1,000分の5とする）
	不動産取得税の減免	液状化 津波	新たな土地、建物の取得を伴う防災・減災対策 ・危険度の高い地域から危険度の低い地域への事業所の移転（行政の指定を前提）	- 新たに取得した土地、建物に対する不動産取得税を4分の3に減免する。 - 行政の認定を受けることを条件とする。認定を受けた際に発行された証明書を税務申告に添付するなどの手続きが考えられる。 - 移転先は、将来のまちづくりを踏まえ、地域を限定するなどの制限を行う必要がある。 - 都道府県を跨ぐ移転も考えられるため、認定は国の機関が行うことが望ましい。	不動産の取得時期によって異なる税率を参考（現時点の住宅以外の建物の税率4%。取得時期が平成15年4月1日から平成18年3月31日までの税率3%）
	譲渡益への課税の将来への繰延べ	液状化 津波	新たな土地、建物の取得を伴う防災・減災対策 ・危険度の高い地域から危険度の低い地域への事業所の移転（行政の指定を前提）	危険度の高い地域にある事業用の土地、建物など（短期所有に係る土地の譲渡等の特別税率の適用を受けるものを除く）を譲渡し、危険度の低い地域の土地、建物、機械装置などを取得して事業の用に供した場合には、その譲渡益の80%相当額の課税の繰延べを可能とする。	事業用の資産を買い換えたときの特例

場面	措置の名称	対象災害	対象とする防災・減災の施策	措置のスキーム（案）	参考とした税制
移転	移転費用の税額控除	液状化 津波	新たな土地、建物の取得を伴う防災・減災対策 ・危険度の高い地域から危険度の低い地域への事業所の移転（行政の指定を前提）	- 各年度の所得金額の 30％を限度に、防災・減災対策として事業所の移転に関して発生した費用の 10％について法人税の控除を可能とする。 - 行政の認定を受けることを条件とする。認定を受けた際に発行された証明書を税務申告に添付するなどの手続きが考えられる。 - 移転先は、将来のまちづくりを踏まえ、地域を限定するなどの制限を行う必要がある。 - 都道府県を跨ぐ移転も考えられるため、認定は国の機関が行うことが望ましい。	試験研究の総額に関わる税額控除制度
	一時的な移転費用の税額控除	地震動 液状化 津波	一時的に土地、建物を賃借して行う防災・減災対策 ・既存施設およびその立地に対する以下の対策を実施する間、新たな土地、建物を賃借する場合 地震動：耐震改修工事など 液状化：地盤改良工事など 津波：高層階の増築など	- 各年度の所得金額の 30％を限度に、防災・減災対策として賃借した土地、建物の賃借費用の 10％について法人税の控除を可能とする。 - 行政の認定を受けることを条件とする。認定を受けた際に発行された証明書を税務申告に添付するなどの手続きが考えられる。	試験研究の総額に関わる税額控除制度
保有	償却資産の加速償却①	液状化 津波	調査、計画、工事の完了までに一定の期間（複数年）を要し、新たな土地、建物の取得を伴う防災・減災対策 ・危険度の高い地域から危険度の低い地域への事業所の移転（行政の指定を前提） 既存施設を強化する目的で新たな資産を取得する防災・減災対策 ・津波対策としての高層階の増築、防潮堤・防波堤の新設・強化など	- 償却資産について、取得価額の 30％の特別償却を可能とする。 - 税額控除との選択制とする。 「積立金の損金算入①」と併せて認定を受けることが条件。産活法のような申請・認定の手続きが必要となる。	中小企業等投資促進税制
	償却資産の加速償却②	地震動	既存の事業用建築物の耐震改修工事	- 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の復活と対象資産の拡充。 - 事業用建築物全てを対象とし、耐震改修工事に伴って取得などをする建物部分について、10％の特別償却を可能とする。 - 行政の認定を受けることを条件とする。認定を受けた際に発行された証明書を税務申告に添付するなどの手続きが考えられる。 尚、軽微なものについては、一括償却を適用するなどのスキームを選択できるよう制度の工夫を行う。	
	固定資産税の減免①	液状化 津波	調査、計画、工事の完了までに一定の期間（複数年）を要する規模の防災・減災対策 ・既存施設の立地に対する対策 津波：高層階の増築、防潮堤・防波堤の新設・強化など ・危険度の高い地域から危険度の低い地域への事業所の移転（行政の指定を前提）	- 新たに取得した土地、建物に対する固定資産税を 3 年間、3 分の 2 に減額する。 「積立金の損金算入①」と併せて認定を受けることが条件。産活法のような申請・認定の手続きが必要となる。	地震防災対策用資産の取得促進税制
	固定資産税の減免②	液状化 津波	企業が防災・減災対策として実施した液状化対策や津波対策によって資産価値が向上した土地 ・既存施設の立地に対する対策 液状化：地盤改良工事によって固定資産評価額が上昇した土地 津波：高層階の増築、防潮堤・防波堤の新設・強化などによって固定資産評価額が上昇した土地	- 防災・減災対策によって、固定資産税評価額が上昇した場合は、当該土地の固定資産評価額を防災・減災対策前の水準に据え置く。 - 行政の認定を受けることを条件とする。行政の認定し、固定資産評価額を据え置いた固定資産税の納税額を通知する。	

場面	措置の名称	対象災害	対象とする防災・減災の施策	措置のスキーム（案）	参考とした税制
保有 (続)	固定資産税 の減免③	液状化 津波	新たな土地、建物の取得を行い、移転によって撤退した危険度の高い地域の旧事業所の土地 ・危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転した場合の旧事業所の土地	・ 防災・減災対策として、危険度の低い地域に移転した場合、危険度の高い地域に残った土地の固定資産税について、減免を行うか、固定資産税評価額を危険度に応じて引き下げを行う。 ・ 「積立金の損金算入①」と併せて認定を受けることが条件。産活法のような申請・認定の手続きが必要となる。 ・ 加えて、危険度の高い地域の土地について国が買取りを行う制度について検討して頂きたい。	

（２）共助に対する税制の優遇措置案

場面	措置の名称	対象災害	対象とする防災・減災の施策	措置のスキーム（案）	参考とした税制
全 場 面	事業費の 税額控除	液状化 津波	地域防災事業（組合等による震災対策強化事業）による防災・減災対策 ・液状化対策として、地域全体での地盤改良やエネルギーインフラなどの整備等を行う事業 ・津波対策として、防潮堤・防波堤の新設・強化などを行う事業	・ 地域防災事業として認定された防災・減災対策に対して、企業などが負担する事業費について、各年度の所得金額の 30％を限度に、防災・減災対策として賃借した土地、建物の賃借費用の 10％について法人税の控除を可能とする	試験研究の総額に関わる税額控除制度

Ⅱ．理由および効果などの説明

1．企業の防災・減災対策を促進する税制の必要性・意義

1. 1. 東日本大震災の教訓 ～ 事前の備えの重要性が再認識された

東日本大震災は、想定を上回る未曾有の被害をもたらした。防潮堤・防波堤などの防災基幹インフラの損壊、コミュニティーぐるみでの被災、サプライチェーンの麻痺による生産活動の停滞、雇用の場の喪失など、深刻な事態がもたらされた。ここから引き出される教訓は、事前の備えの重要性である。

事前の備えは、地震動による被害は言うまでもないが、想定を超えた津波と震源地から離れた地域における液状化現象も視野に入れる必要性を痛感させられた。

1. 2. 多様な自然災害における地震の位置づけ ～ 被害が桁違いに大きい

わが国は、多種多様の自然災害に備えなければならない。すなわち、震災のみならず、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、火山噴火、竜巻などの自然災害に対する社会経済全体の耐性を高めていくことが必要である。

しかしながら、地震は被害が桁違いに大きいことから、これらの中でも特異な位置づけを持つ。このことが、震災対策を促進する税制の早期整備が必要な理由である。

地震の中でも、特に、南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震などは、発生の可能性が高く、甚大な被害を及ぼすと言われており、これらの震災への対応を喫緊の課題として防災・減災対策を進めるべきである。

1. 3. 東日本大震災後の企業行動の変化 ～ 事前の備えへの意識が高まっている

(1) 企業の具体的な対策の進展

①ゼネコンなどへの企業からの相談

- ・ 東日本大震災以降、相談件数は大幅に増加。(防災・減災に関するものが3倍超となったゼネコンもある)
- ・ 耐震などに対する相談は以前から見られたが、東日本大震災以降の特徴として、天井落下防止や津波対策に対する相談が増加している。
- ・ 津波対策として沿岸部に立地する企業からの内陸部への移転に対する相談が見られる。
- ・ 東日本大震災以前に見られなかった液状化に対する相談が見られるが、液状化対策は大掛かりでコストも高く、発注に至らないケースが多い。
- ・ 取引先からBCP対策を求められている企業からの相談も多く見られる。
- ・ 企業の構築物に対する耐震調査は、かなり進んでいるが、対策のコスト負担が大

きいため、実施を決定できない企業が見受けられる。

- ・ 対策のコスト負担が大きいため、支援制度の有無についての問い合わせがある。

②企業の防災・減災対策およびその状況（具体的な事例については、参考資料 1 参照）

1) 地震動に対する対策の事例

- ・ 老朽化した本社ビルの建替え。
- ・ 工場内建屋の耐震の見直し。
- ・ 生産設備の固定化。
- ・ ダクト、照明などの固定化。
- ・ 天井落下防止対策。

2) 津波に対する対策の事例

- ・ コンサルティングを活用した津波調査。
- ・ 防潮堤のかさ上げ。
- ・ 防潮堤の建設。
- ・ 自社敷地に対する津波解析の実施および河川側への防波堤の建設。
- ・ 沿岸部に立地する施設に対する避難階段の設置と屋上の避難施設化。
- ・ 自社敷地内に近隣住民も利用可能な避難棟を建設。
- ・ 自家発電装置などの下層階から上層階への移設。
- ・ 生産拠点の内陸部への移転（計画の決定を含む）。
- ・ データセンターの内陸部への移転計画。

3) 液状化に対する対策の事例

- ・ 東日本大震災で受けた被害の復旧の際に、地盤が弱い部分に対して局地的な地盤補強を実施。
- ・ クレーンの設置部分の地盤補強を実施。
- ・ 対策が義務付けされたタンクへの対策の実施。

（2）企業の投資行動の変化 ～ 政策投資銀行のアンケート結果より

- ・ 日本政策投資銀行が 2011 年 7 月に実施した「特別アンケート 企業行動に関する意識調査結果」によると震災後の長期的な生産・事業体制の見直しとして「耐震強化」を挙げる企業が 2 番目に多い。
- ・ 震災を機に「拠点移転」を考えている企業は、全産業で国内 10%、海外 3.5%となっている。（参考資料 2 参照）

(3) 企業の防災・減災関連の設備投資機運の高まり ～ 日本銀行「地域経済報告」

- ・ 日本銀行がこの7月に公表した「地域経済報告ーさくらレポートー」によると、企業の設備投資動向として、「防災関連投資」の動きがみられると報告されている。(参考資料3参照)

1. 4. 震災対策税制への期待やニーズの現況 ～ 過半数の企業が期待している

(1) 防災・減災に関する税制のニーズ ～ 過半数の企業が期待している

本会が平成23年12月に実施した会員アンケートによると、災害対応策を講じるにあたり国に期待することとして「震災対策のための設備投資に対する税制上の優遇措置」と回答した企業が54%に上っている。特に製造業では62%に上っている。

この回答を行った企業の属性は、規模、業種ともに幅広いことが窺える。(参考資料4参照)

(2) 具体的な措置に対するニーズ ～ 9割の企業が何らかの活用を検討

本会がこの6月に実施した会員アンケートによると、防災・減災対策に対する税制の優遇措置として何らかの項目で活用の可能性があるとの回答が91%に上った。

措置案別に見ると、「地震保険の税額控除」が54%、「防災・減災対策として取得した資産について、償却資産の加速償却、固定資産税の一定期間の減免」が50%となった。(参考資料5参照)

1. 5. 企業の防災・減災対策を支援することの意義 ～ 公益的意義がある

企業が施設（工場、事務所、店舗等建物、構造物）の地震に対する耐性を強化しておくことは、経済活動の維持のみならず、地域雇用の早期回復、地域コミュニティの再生にとって重要であることは、東日本大震災の教訓から明らかである。

公共的なインフラの強化と企業など民間施設の強化が連携して行われなければ、地域としての防災力や減災力がシステムの向上しない。この点で企業などの自主的な地震対応力の向上を促進することが重要である。

企業が、耐震強化、液状化対策、津波対策など地震の対応力向上を図る典型的な行為と公益的・公共的な意義の関係は以下のとおりである。

典型的な行為	公益的・公共的意義
・生産設備などの対応力向上投資	・生産活動の持続。サプライチェーンの寸断防止。影響の全国波及阻止 ・地域雇用の持続性向上への貢献 ・道路など公共インフラの強化と同調して行われれば、一層効果的
・商業設備などの対応力向上投資	・周辺住民の日常生活の継続に貢献 ・道路など公共インフラの強化と同調して行われれば、一層効果的
・ホテルや旅館などの宿泊施設、企業の研修施設・体育館などの対応力向上投資	・周辺住民などの避難場所となりうる ・負傷者などの緊急収容先となりうる
・電気、ガス、水道、通信などの施設の対応力向上投資	・ライフラインの機能の持続性に貢献
・土木建設会社などの施設の対応力向上	・復旧活動の迅速な展開に貢献
・病院などの施設の対応力向上	・救護活動などの迅速な展開に貢献

1. 6. 防災・減災対策を促進する制度の整備状況 ～ 現状は不十分である

現在、地震動に対する税制の優遇措置として、「住宅に係る耐震改修促進税制」により、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置が認められている。しかしながら、事業用建築物については、過去に特定の建築物について特別償却が可能となる「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」が存在していたが、現在は存在していない。

また、津波や液状化についても税制の優遇措置などの対策を促進するような制度は存在していない。

東日本大震災の教訓を活かし、地震動のみならず、津波、液状化などを含めた、震災に対する総合的な防災・減災対策を促進させる制度の創設が必要と考えられる。

1. 7. 「津波対策の推進に関する法律」などの精神の具現化 ～ 喫緊の課題である

一昨年6月に施行された「津波対策の推進に関する法律」の第16条において、「国は、津波対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。（以下、略）」とされている。

この法律の趣旨に則り、企業が自己の施設の地震対応力を向上させる投資などの行為を促進する税制を創設することは喫緊の課題と考えられる。

その際、同法律が意図する津波対策に限らず、液状化、揺れなどを視野に入れた総合的な対策とする必要がある。

2. 企業震災対策促進税制の基本的考え方

以上の必要性や意義を踏まえると、地震の主要な3つの有害性、すなわち①揺れ、②液状化、③津波に対して企業が事前の備えを推進するための「企業震災対策促進税制（仮称）」を創設することが望まれる。

基本的考え方は、以下の通りである。

2. 1. 総合的な対策の一環として税制を位置付ける

企業の防災・減災対策の促進に働くインセンティブとしては、税制、補助金、融資などが考えられる。それらは、一体的・総合的な政策パッケージとなることが望ましい。

したがって、税制は、総合的な対策の一環として位置づけられることが重要であり、他の政策手段との間で二者択一や三者択一の関係に立つものではないと考えられる。

しかしながら、税制には他の制度に比べ以下のような優れた性質があるため、特に期待が寄せられるものである。

- ・ 金利優遇による融資によって税制や補助金と同額の効果を得るのは困難である。
- ・ 融資、補助金では措置の総額が定められることから、十分な枠が確保されなかった場合に、早い者勝ちとなる可能性が高く、不公平感がある。
- ・ 補助金は、予算との関係で複数年にわたって措置の存続の担保に不安が残る。

2. 2. 行為主体間の役割分担と連携の促進を図る

防災・減災対策を促進するには、官民の役割を整理する必要がある。国、自治体が、公共インフラの基盤整備（津波対策としての防潮堤・防波堤など、リダンダンシーの確保のための交通インフラ等）などを実施する前提で、官民が協調して防災・減災対策を講じることが重要である。その対策について、自助・共助・公助の3つの切り口で捉えると以下のとおりとなる。

- ・ 自助：民間が自主的に実施する対策。住宅、事業用建築物などの民間施設が対象
- ・ 共助：民と民、官と民が共同で実施する対策。地域防災事業（組合等による震災対策強化事業など）が対象。
- ・ 公助：国などが社会全体を守る対策。ハードな防災基盤や制度整備が対象。国などは民間の自助努力を税制、財政金融措置、規制緩和などで支援することが重要。

2. 3. 企業のハード面の事前対策に焦点を当てる

震災対策は下図のように体系的な施策を念頭に置いて推進されるべきものであることは当然である。

この提言においては、このうち、事前対策の中のハード面の対策に特に焦点を当てている。

【事前対策：未然防止、ダメージの軽減】

①ハード面

- ・地震動 : 耐震対策（耐震・制震・免震）、
- ・津波対策 : 上層階への重要設備移転、リスクの少ない地域への移転、防波堤・防潮堤の建設、予備施設の建設など
- ・液状化対策：地盤の改良、構築物による改善、地盤の良い地域への移動など

②ソフト面・その他

- ・社員への防災教育の強化、物資備蓄の適正確保、帰宅困難者への対応準備、地元地域と連携したBCPの策定など

【復旧段階】

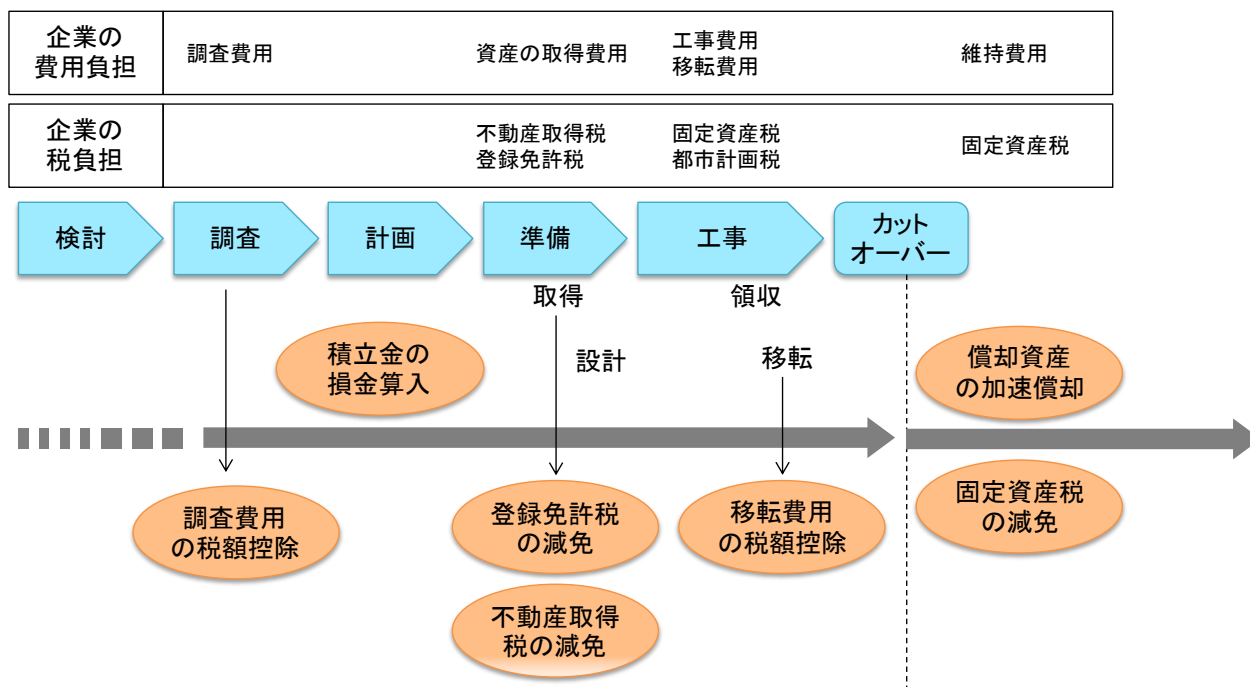
- ・情報の収集・分析・公表
- ・情報のバックアップ体制の構築
- ・同業者間で行う人的・物的支援体制の構築
- ・自家発電設備の設置、燃料の確保 など

2. 4. カバー範囲をなるべく広くする

（１）対策する地震災害の対象を広くする ～ 揺れ、津波、液状化

地震がもたらす典型的な３つの有害性、すなわち①揺れ、②津波、③液状化のすべてをカバーする税制とすることが重要である。

（２）税制の対象となる対策行為の範囲を広くする ～ 調査、計画から対策実施まで
事前対策のハード面を対象に行われる企業の対応策について、全工程を視野に入れた措置とする。すなわち、調査から計画、準備、工事、カットオーバーに至るすべての工程において、対応する税負担に対して軽減措置などを整備することが重要である。その概略イメージは次の図のとおり。



(3) 税制の恩恵を受ける行為者の範囲を広くする ～ 企業の規模や業種を問わない
新税制の恩恵を受ける企業が規模や業種によって差別を受けることがあってはならないと考える。

2. 5. 企業の自発的な対策行動を後押しする

企業が、法律上の義務の範囲内にある防災・減災対策を行う場合に、これを支援する税制と組み合わせれば実効性が向上すると考えられる。また、法律上の義務の範囲を超えて、より高いレベルで防災性を実現しようという企業の自発的で意欲的な行動を後押しする税制の整備が一層望まれる。

2. 6. 重点実施期間を定める

防災・減災対策は、震災に備えて重点的に実施する必要があることから、5年程度を重点期間と位置づけた租税特別措置法での創設が適当と考えられる。

創設後は、重点期間における進捗状況などを踏まえ、期間の延長や制度の拡充などの検討を行う。

3. 効果の評価

3. 1. 効果の多面的評価

(1) 本来の狙いとする効果

本税制が本来狙いとする効果は基本的に以下の2つである。これらは、定性的ではあるが、確実な効果が見込まれると評価される。

- ① 将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果。また、その結果、復旧・復興への国費投入が抑制できる効果
- ② 企業活動の継続性が向上する効果。また、その結果、地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果。さらに、その結果、税収の減少が抑制される効果

(2) 税収に与える効果

本税制の措置の性質により税収額が直接・間接に増減すると考えられる。現れ方は基本的に以下の3つである。これらは、ある程度定量的に推計できる。

- ① 減免措置などにより税収が減少する効果
- ② 納税の繰り延べ措置により一旦の減収と後の挽回で、総体としてニュートラルな効果
- ③ 優遇措置によって建設関係などの需要が喚起される結果、税収が増加する効果

(3) 景気に与える効果

上記③の需要喚起効果は、中小企業活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果を持つと評価できる。

3. 2. 税収増減額の推計

一定の仮定の下に税収への影響額を推計した結果は以下の通り。

【経済全体の影響額】

- ・ 税制優遇措置による経済全般の生産誘発額は、約 1.3 兆円／年
- ・ その結果生じる経済全体の法人税収の増加見込み額 : 約 100 億円／年の増

【優遇措置ごとの税収への影響額】

- ・ 調査・移転・保険 : 約 42 億円／年の減
- ・ 計画的な積立 : 約 2 億円／年の減
- ・ 新たな土地・建物の取得を伴う対策 : 約 40 億円／年の増
- ・ 既存施設に対する対策 : 約 56 億円／年の減

【以上の効果の合計】 : 約 40 億円／年の増

これらを総合評価すれば、全体的に大きな税収減は想定されず、一定の期間で見れば、寧ろ税収増に働くものと考えられる。(詳細は参考資料 6、7 参照)

以 上

参考資料

参考資料 1 中部圏を中心としたハード面における企業の防災・減災対策の事例

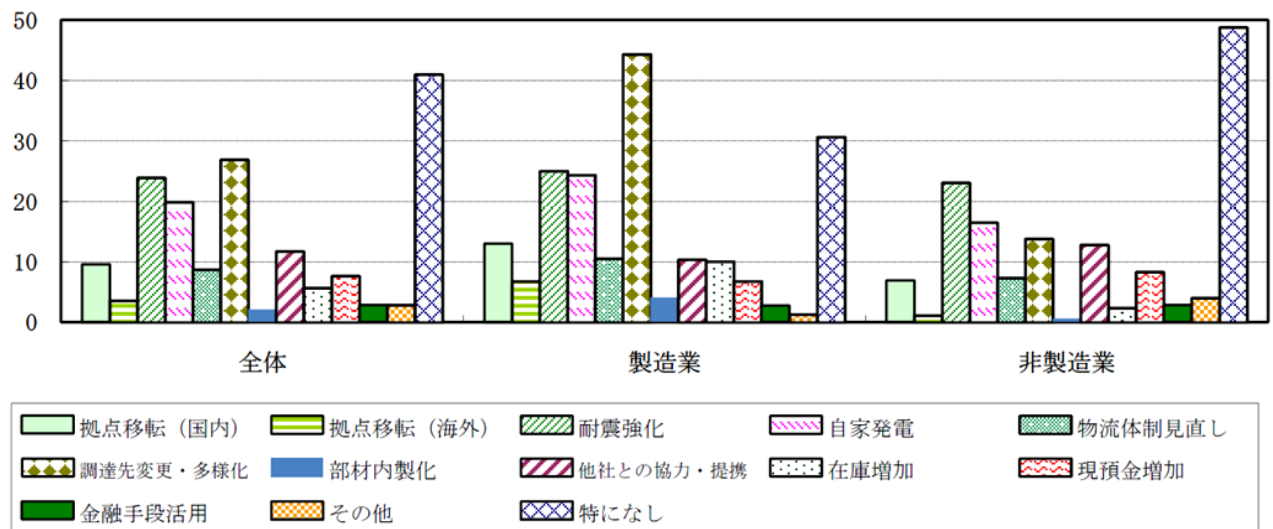
(1) 沿岸部から内陸部への移転などに関する具体的な事例

企業名	県	内容	公表・報道時期
(株)ハマキョウレックス	静岡県	南海トラフ巨大地震による津波対策として、浜松市の遠州灘海岸近くにある本社を同市中区の浜松駅近くに移転(予定)	2013年6月
NHK(津放送局)	三重県	老朽化に加え、津波被害の可能性があるNHK津放送局を来春移転する三重県博物館の跡地に移転	2013年5月
(株)河合楽器製作所	静岡県	津波対策として竜洋工場(静岡県磐田市)内にあるピアノ技術開発部門の静岡県内陸部への移転	2013年3月
旭化成ファーマ(株)	静岡県	南海トラフ巨大地震に備えて、静岡県の富士医薬品工場の移転を検討	2013年2月
日機装(株)	静岡県	東海大震災に備え、静岡製作所(静岡県牧之原市)の工場生産設備を金沢製作所内の遊休地に新設する工場に移転	2012年9月
(株)百五銀行	三重県	東海・東南海・南海三連動地震(M9)を想定し、新本館ビルとして2棟を建設予定。2棟のビルを建設することで相互補完機能を持たせ、どちらかのビルにより本部・本店機能の維持・継続を図る	2012年4月
住友電装(株)	三重県	東海・東南海・南海の三連動地震の想定震源地に近い四日市の沿岸部にある本社機能を内陸部の四日市駅近辺に移転	2012年3月
F.C.C.(株)	静岡県	磐田市内の2工場を浜松市や三重県に移転	2012年3月
みえぎょれん販売(株)	三重県	津市の沿岸部の拠点を伊勢市の内陸にある工業団地「サン・サポート・スクエア伊勢」に移転	2012年1月
ヤマナカフーズ(株)	三重県	伊勢市の漁港付近に構える本社機能の半分を2012年夏を目途に伊勢市の内陸にある工業団地「サン・サポート・スクエア伊勢」に移転	2011年11月
キクカワエンタープライズ(株)	三重県	伊勢市沿岸部の拠点の老朽化と自然災害への備えとして伊勢市の内陸にある工業団地「サン・サポート・スクエア伊勢」の用地を取得し機能を移転	2011年10月
スズキ(株)	静岡県 愛知県	地震や津波、原発、液状化現象の影響を受ける可能性があるため、浜松市の本社や静岡、愛知県の工場について移転や生産の分散を検討	2011年6月

(2) その他の具体的な事例

企業名	県	内容	公表・報道時期
トヨタ自動車(株)	愛知県	田原工場で津波災害に備えた防潮堤整備を検討	2013年5月
中部電力(株)	静岡県	浜岡原発で約1,500億円をかけた津波対策など設備強化	2013年5月
ブラザー工業(株)	愛知県 三重県	愛知県、三重県の5工場で20～30億円で柱などの耐震補強	2013年5月
大同特殊鋼(株)	愛知県	名古屋港に面した事業所に3億円をかけて津波避難用ビル開設	2013年5月
(株)ミツカングループ本社	愛知県	本社関連の3施設にガス遮断装置を設置	2013年5月
(株)スズケン	愛知県 静岡県	静岡県、愛知県など9物流センターに自家発電機を設置	2013年5月
東邦ガス(株)	愛知県	復旧車用のガソリンを構内の給油所で確保。天然ガス車も配備	2013年5月
東海染工(株)	静岡県	南海トラフ地震による津波対策として、磐田事業所の人員およそ半分を浜松事業所に配置転換し、染色設備の大半をインドネシア子会社に移設	2012年9月
米久(株)	静岡県	地震や津波、停電などのリスクを分散するため、沼津市の本社のみに配置していた受発注等のデータ管理機能を名古屋市にも配置	2012年8月
トヨタ自動車(株)	愛知県	海岸に近い田原工場、衣浦工場について、津波発生の際に従業員が屋上に避難できるよう屋根を補強及び避難経路となる階段を増設	2012年3月

参考資料２ 日本政策投資銀行「特別アンケート 企業行動に関する意識調査結果」



(1) 企業の設備投資動向 ～ 防災関連投資 ～

防災関連では、震災以降の業務継続に対する意識の高まりから、工場・店舗などの移転や耐震補強などの動きがみられている。

＜内陸部・高台移転＞

- ・ 工場新設に当たり、地震・津波リスクを考慮して内陸部や高台を選択（青森、高松、高知）。
- ・ 津波を想定したBCP対策として、高台に工場を移転することを計画（釧路）。

＜自家発電設備の設置＞

- ・ マザー工場に関しては、自家発電装置を設置したほか、災害時に優先的に燃料供給してもらえるよう石油会社と契約を締結（高松）。
- ・ 免震構造のデータセンターを新設したほか、自家発電機を設置（金沢）。

＜耐震補強など＞

- ・ 工場建屋の老朽化を受け、耐震補強工事を継続（金沢、甲府）。
- ・ 他社工場での事故を眺め防災投資を実施（横浜）。
- ・ ホテルの耐震診断が義務化されるため、場合によっては耐震改修工事が必要となる（大分、鹿児島）。

＜二重化・備蓄＞

- ・ 食料品の備蓄拠点を首都圏から分散し、備蓄力を強化する目的で物流センターの建設が進んでいる（釧路、横浜）。
- ・ BCPの観点から生産拠点の多極化を検討した結果、地震が少ない中国地方を選択（下関）。

＜県外移転＞

- ・ 地震リスクに備え、太平洋沿岸部の生産拠点を、リスクの小さい北陸地域へ移転する計画（金沢、静岡）。
- ・ 同様の理由から今後の新規設備投資は九州地域で実施していく方針（静岡）。
- ・ 当地では、災害の少ない土地としての再評価も加わり、県外企業の能力増強や集約化の投資が増えている（前橋）。

参考資料 4 「中経連会員アンケート」(平成 23 年 12 月実施)

(1) Q: 災害対応策を講じるにあたり国に期待することは何か(複数回答)

選 択 肢		全体	建設業	製造業	非製造業
1	震災(揺れ、津波、液状化など)対策のための設備投資に対する税制上の優遇措置	54%	55%	62%	47%
2	業界における材料や部品の共通化を促進するための独占禁止法の運用緩和	10%	12%	9%	9%
3	情報通信システムの寸断を想定に入れた国レベルのセキュリティ対策の推進	43%	24%	49%	43%
4	道路、港湾、空港など物流を支えるインフラのリダンダンシー(多重化や余裕度)の確保	57%	70%	60%	52%
5	中小企業などを対象としたBCP(事業継続計画)策定の支援	28%	27%	27%	29%
6	わからない	2%	3%	0%	4%
7	その他	1%	0%	2%	0%
回答企業数		230社	33社	85社	112社

(2) 上記で「1」と回答した企業規模(資本金)の分布

	回答数	比率
1億円未満	17	13%
1～10億円未満	24	19%
10～50億円未満	24	19%
50～100億円未満	13	10%
100～500億円未満	26	20%
500億円以上	24	19%
合計	128	100%

(3) 上記で「1」と回答した業種の分布

	回答数	比率
建設業	18	14%
建設業	16	13%
設備工事業	2	2%
製造業	55	43%
食品工業	5	4%
繊維・衣服工業	1	1%
出版・印刷業	1	1%
化学・石油工業	1	1%
窯業・土石製品工業	3	2%
鉄鋼業	4	3%
非鉄金属工業	2	2%
金属製品工業	4	3%
一般機械工業	8	6%
電気機械工業	6	5%
輸送機械工業	18	14%
その他工業	2	2%
非製造業(建設業除)	55	43%
電気・ガス・熱供給	3	2%
運輸業	11	9%
通信業		0%
卸売業	10	8%
小売業	4	3%
金融・保険業	10	8%
不動産業	3	2%
情報サービス業	6	5%
対事業所サービス業		0%
その他	8	6%
全産業	128	100%

参考資料5 「中経連会員アンケート」(平成25年6月実施)

(1) Q: 事業活動の活性化に望ましい税制(複数回答)

	回答数	回答率
1 技術開発や商品・サービス開発を一層進めやすくする税制	110	50%
2 社内人材育成を進めやすくする税制	77	35%
3 雇用を促進しやすくする税制	85	39%
4 為替変動による収益変動を平準化しやすくする税制	46	21%
5 企業の海外収益を国内に還流して国内経済活性化を促進する税制	81	37%
6 海外進出のリスクを軽減する税制	57	26%
7 工場・店舗等の国内立地を促す税制	87	40%
8 外国企業の国内投資を呼び込む税制	30	14%
9 企業がベンチャー企業への出資等をしやすくする税制	23	11%
10 起業が活性化される税制	39	18%
11 中小企業が新成長分野へ業種や業態を転換しやすくする税制	38	17%
12 中小企業が事業承継を一層しやすくする税制	43	20%
13 知財の創造・保全・活用のインセンティブを高める税制	19	9%
14 地震等に対する防災・減災対策を進めやすくする税制	90	41%
15 その他	2	1%

(2) Q: 東日本大震災以降、実施されたハード面の防災・減災対策(複数回答)

	回答数	回答率
1 施設の耐震調査	116	53%
2 液状化現象に対する地盤調査	16	7%
3 津波解析等の調査	29	13%
4 天井落下防止対策	28	13%
5 施設の耐震改修、制震補強、免震補強等の工事	98	45%
6 津波対策としての上層階への重要設備の移転	16	7%
7 津波避難棟の建設	7	3%
8 防波堤、防潮堤の建設	4	2%
9 上記6～8以外の津波対策	10	5%
10 液状化対策としての地盤改良工事	3	1%
11 液状化対策としての構造物補強工事	5	2%
12 地震(地震動、液状化、津波等)リスクの低い地域への施設の移転・新設	30	14%
13 予備施設の建設	2	1%
14 その他	14	6%

* 何らかの対策を実施した回答数: 172、回答率 79%

(3) Q：現在検討しているハード面の防災・減災対策（複数回答）

	回答数	回答率
1 施設の耐震調査	57	26%
2 液状化現象に対する地盤調査	9	4%
3 津波解析等の調査	15	7%
4 天井落下防止対策	34	16%
5 施設の耐震改修、制震補強、免震補強等の工事	89	41%
6 津波対策としての上層階への重要設備の移転	15	7%
7 津波避難棟の建設	6	3%
8 防波堤、防潮堤の建設	10	5%
9 上記6～8以外の津波対策	11	5%
10 液状化対策としての地盤改良工事	5	2%
11 液状化対策としての構造物補強工事	11	5%
12 地震(地震動、液状化、津波等)リスクの低い地域への施設の移転・新設	30	14%
13 予備施設の建設	8	4%
14 その他	10	5%

* 何らかの対策を検討している回答数：160、回答率 73%

(4) Q：創設された場合に活用のあると考えられる税制（複数回答）

	回答数	回答率
1 液状化現象に対する地盤調査、津波解析等の調査費用の税額控除	48	22%
2 液状化、津波対策として実施する大掛かりな工事費用の無税での積み立て	37	17%
3 地震保険費用の税額控除	118	54%
4 危険度の低い地域等へ移転を行う際に、新たに取得した土地、建物に対する登録免許税と不動産取得税の減免	58	26%
5 事業用資産の買換え特例(譲渡益に対する課税の繰り延べ)に、防災・減災対策を対象資産として追加	59	27%
6 危険度の低い地域等へ移転を行う際の移転費用(引越費用)の税額控除	59	27%
7 既存施設の防災・減災対策のために、一時的に移転する費用の税額控除	34	16%
8 防災・減災対策として取得した資産について、償却資産の加速償却、固定資産税の一定期間の減免	110	50%
9 地域防災事業に対して企業等が負担する事業費の税額控除	52	24%
10 その他	1	0%

* 何らかの税制措置の活用のあると考えられる回答数：200、回答率 91%

参考資料6 企業の防災・減災対策の事例（対策と金額の規模）

企業が実施する対策の規模によって金額の規模は大きく異なるため、押し並べて対策の種類毎の金額を特定することはできないが、大凡の目安として想定される金額規模は以下のとおり。

- ・ 液状化対策としての地盤調査……数百万～数千万円程度／件
- ・ 沿岸部などにおける一時的な避難棟の建設……1～2億円程度／件
- ・ 天井落下の防止措置……0.5～2億円程度／件
- ・ 既存施設の液状化対策としての地盤改良工事……数十億円程度／件

参考資料 7 税収の効果額の推計

1. 経済波及効果およびそのことによる税収額の増加の推計

○経済波及効果の推計

- ・ 税制優遇措置の創設により、GDPの民間設備投資額（70 兆円）の 1 % 程度の増加を見込むと設備投資額が 7,000 億円増加。
- ・ 生産誘発係数 1.8（2009/3/24 公表）を乗じると生産誘発額は約 1.3 兆円／年。

○国税庁「会社標本調査結果」（平成 23 年度分）による税収への影響

- ・ 全法人の営業収入金額は 1,276 兆円。このうち利益計上法人の営業収入金額は 767 兆円（60.1%）。所得金額は 33.9 兆円。法人税額は 9.9 兆円。
- ・ したがって全法人の営業収入金額に対するみなしの法人税率は、0.77%（=9.9/1,276）。

○税収額の増加の推計

- ・ 生産誘発額 1.3 兆円 × みなしの法人税率 0.77% = 100.6 億円／年

2. 優遇措置毎の税収の増減推計

○具体案の分類

場面	措置の名称	分類
調査	調査費用の税額控除	他の税額控除と一括して試算
準備	防災・減災対策に係る積立金の損金算入	個別に試算
	保険費用の税額控除	他の税額控除と一括して試算
取得	登録免許税の減免	個別に試算
	不動産取得税の減免	個別に試算
	譲渡益への課税の将来への繰延べ	税収の変動は無い
移転	移転費用の税額控除	他の税額控除と一括して試算
	一時的な移転費用の税額控除	他の税額控除と一括して試算
保有	償却資産の加速償却①	個別に試算
	償却資産の加速償却②	個別に試算
	固定資産税の減免①	個別に試算
	固定資産税の減免②	税収の変動は無い
	固定資産税の減免③	長期的な施策のため試算から除外

○仮定

- 増加が見込まれる設備投資額 7,000 億円を仮に、以下の割合で実施されることとする。

対策	割合	金額規模
①調査・移転・保険（税額控除）	10%	700 億円
②計画的な積立	10%	700 億円
③新たな土地・建物の取得を伴う対策 (対象：登録免許税、不動産取得税、償却資産の加速償却、固定資産税)	40% (①②を除いた半分)	2,800 億円
④既存施設に対する対策 (対象：償却資産の加速償却、固定資産税)	40% (①②を除いた半分)	2,800 億円

○税収の増減推計

①調査・移転・保険（税額控除）

- 調査・移転・保険費用 700 億円の 10%にあたる 70 億円の税額控除が可能。
- 利益計上法人に限定するため 60.1%を乗じると 42.1 億円／年の税収減。

②計画的な積立

- 700 億円に国税庁「会社標本調査結果」を基に計算した所得金額に対するみなしの法人税率 29.1%（法人税収 9.9 兆円／所得金額 33.9 兆円）を乗じると繰り延べ金額は、204 億円／年。
- 金利を 1 %とすると税収減は、2.0 億円／年。

③新たな土地・建物の取得を伴う対策

- 対象金額 2,800 億円を仮に以下の割合で実施されることとする。

対策	割合	金額規模
土地	40%	1,120 億円
建物	40%	1,120 億円
他の償却資産	20%	560 億円

1) 登録免許税

- 土地については 2 %、建物については 0.4%の登録免許税が課される。そのため、土地については 22.4 億円、建物については 4.5 億円、合計 26.9 億円の税収増が見込まれる。
- これに対して、税率を 4 分の 1 に減免する優遇措置が創設されれば、土地については 16.8 億円、建物については 3.4 億円、合計で 20.2 億円の減免となる。差引すると 6.7 億円／年の税収増となる。これは一過性の効果で

ある。

2) 不動産取得税

- ・ 仮に土地・建物ともに取得価額が課税標準とし、標準税率である4%を乗じると89.6億円の税収増が見込まれる。
- ・ これに対して、税率を4分の3に減免する優遇措置が創設されれば、22.4億円の減免となる。差引すると67.2億円／年の税収増となる。これは一過性の効果である。

3) 償却資産の加速償却（建物）

- ・ 建物の耐用年数を50年、定額での償却とすると、償却費は22.4億円／年。
- ・ 特別償却率を10%とすると初年度に2.2億円が追加で損金に算入される。
- ・ 上記の合計額24.6億円に利益法人に限定するため60.1%を乗じ、更に所得金額に対するみなしの法人税率29.1%を乗じると初年度に4.3億円の税収減となる。ただし、償却期間全体で見ると、税収はニュートラルになる。

4) 償却資産の加速償却（他の償却資産）

- ・ 取得価格の30%の特別償却を可能とすると初年度に168億円／年が損金に算入される。
- ・ 利益法人に限定するため60.1%を乗じ、更に所得金額に対するみなしの法人税率29.1%を乗じると初年度に29.4億円の税収減となる。ただし、償却期間全体で見ると、税収はニュートラルになる。

5) 1)～4)の合計

- ・ 初年度に40.2億円の税収増となる。長期的に見ると税収はニュートラルに近づく。

④既存施設に対する対策

- ・ 対象金額2,800億円を仮に以下の割合で実施されることとする。

対策	割合	金額規模
建物	66.6%	1,867億円
他の償却資産	33.3%	933億円

1) 償却資産の加速償却（建物）

- ・ 建物の耐用年数を50年、定額での償却とすると、償却費は37.3億円／年。
- ・ 特別償却率を10%とすると初年度に3.7億円が追加で損金に算入される。

- ・ 上記の合計額 41 億円に利益法人に限定するため 60.1%を乗じ、更に所得金額に対するみなしの法人税率 29.1%を乗じると初年度に 7.2 億円の税収減となる。ただし、償却期間全体で見ると、税収はニュートラルになる。

2) 償却資産の加速償却（他の償却資産）

- ・ 取得価格の 30%の特別償却を可能とすると初年度に 280 億円が損金算入される。
- ・ 利益法人に限定するため 60.1%を乗じ、更に所得金額に対するみなしの法人税率 29.1%を乗じると初年度に 49.0 億円の税収減となる。ただし、償却期間全体で見ると、税収はニュートラルになる。

3) 1)～2)の合計

- ・ 初年度に 56.1 億円の税収減となる。償却期間全体で見ると、税収はニュートラルになる。

3. 税収の増減推計のまとめ

・ 経済波及効果による税収増	+100.6 億円
・ 調査・移転・保険に伴う税収減	▲42.1 億円
・ 計画的な積立による税収減	▲ 2.0 億円
・ 新たな土地・建物の取得を伴う対策による税収増	+40.2 億円
・ 既存施設に対する対策による税収減	▲56.1 億円
合計	+40.5 億円

以上は、初年度の効果の概算である。償却資産の加速償却の効果は、後年度に税収の挽回が行われ、償却期間を通じた長期間で見ると税収としてはニュートラルとなるため、全体としての税収は、取得税などの一過性の増収分がプラス効果となると考えられる。

注）四捨五入の関係で合計が不一致となる場合がある

以 上